

# 岐阜県公報

## 目次

### 訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(一) 令和二年一月二十二日

## 訓令 甲

岐阜県訓令甲第二号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般  
各現地機関

### 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二二の項課長専決事項の欄第一号中「の嘱託員等」を「及び第三号の二に掲げる者」に改め、同欄中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

2 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員の任免

別表第二中四十の項を四十一の項とし、七の項から三十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六の項の次に次のように加える。

<p>七 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第一号、以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>		<p>1 条例第二條第二項から第四項までの規定による報酬の基本額の決定</p>
---	--	---

別表第三人事課の表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、同表九の項の次に次のように加える。

十 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(以下この項中「条例」という。)の施行事務			1 条例第一条第四項の規定による任命権者との協議及び人事委員会への承認の申請
--	--	--	--

別表第四各現地機関及び各現地機関に置かれる事務所の部中四の項を六の項とし、一の項から三の項までを二項ずつ繰り下げ、同項の前に次のように加える。

一 職員の任免等に関する地方公務員法(以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員の任免	
二 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(以下この項中「条例」という。)の施行事務	1 条例第二条第一項から第四項までの規定による報酬の基本額の決定	

附 則

- 1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十九号)第一条の規定による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二条の二第一項第一号に掲げる職員の任免並びに岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)第二条第二項から第四項までの規定による報酬の基本額の決定並びに同項の規定による任命権者との協議及び人事委員会への承認の申請については、この訓令の施行前においても、改正後の別表第二の二の項「専決事項の欄第二号及び同表七の項、別表第三人事課の表十の項並びに別表第四各現地機関及び各現地機関に置かれる事務所の部一の項及び二の項の規定の例により、課長又は現地機関の長が専決することができる。」

令和二年一月二十一日発行

発行者 発行者

岐阜市数田南二丁目一番一 号  
岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社